

おおいいた

2023年

5月号

社内で回覧・掲示をお願いします。

大分県認定 令和5年度「健康経営事業所」が決定しました！

大分県では、従業員の健康増進を事業所の成長につなげようとする考え方＝「健康経営」の普及を推進しており、取り組み実績が基準を満たした事業所を「健康経営事業所」として毎年度認定しています。令和5年度は、793事業所が認定され、うち協会けんぽ大分支部の一社一健康宣言事業所からは668事業所が認定されました（令和5年3月末時点）。 ※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

認定のメリット

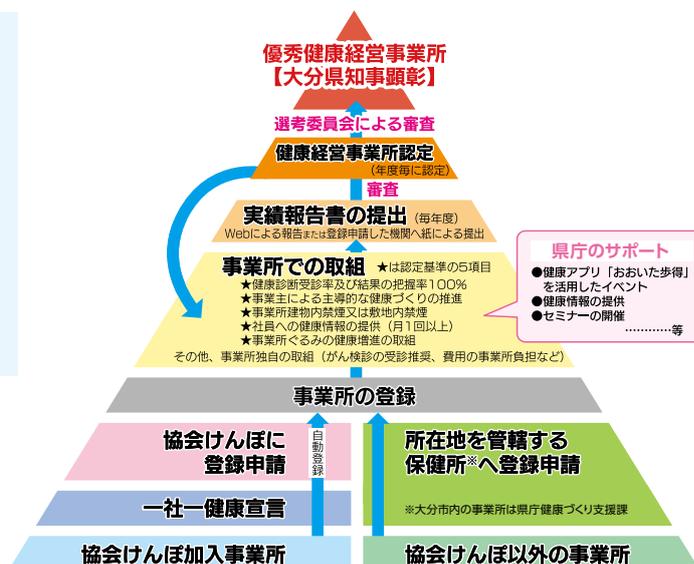
- ① 認定証を発行
- ② 県庁ホームページ等に事業所名を掲載
- ③ 協会けんぽより認定事業所を一覧にしたPRポスターを提供
- ④ 県制度資金メニュー「地域産業振興資金（働き方改革等推進特別融資）」の融資対象に
- ⑤ ハローワークの求人票に認定事業所であることを掲載可能に

大分県の健康経営事業所の認定について、詳しくはホームページをご覧ください。



🔍 大分県 健康経営事業所

健康経営事業所 認定の流れ



健康経営に取り組むメリット

生産性の向上

- モチベーションの向上
- 欠勤率の低下
- 業務効率の向上

イメージアップ

- 企業ブランド価値の向上
- 対内・外的イメージの向上
- 人材採用力の向上

負担軽減

- 医療費抑制による保険料率の引き下げ

リスクマネジメント

- 事故、不祥事の予防
- 労災発生の予防

「一社一健康宣言」で一緒に健康経営に取り組みませんか

協会けんぽ大分支部では、「一社一健康宣言」事業を実施し、健康経営に取り組む事業所をサポートしています。

一社一健康宣言にエントリー

大分県の「健康経営事業所認定制度」に自動登録

健康経営の取り組みをスタート！
協会けんぽと大分県が健康経営をサポートします！

協会けんぽのサポート（一例）



職場の健康度を把握【健康診断シート】



社内外へアピール【宣言書】



マニュアルとして活用【サポートブック】

一社一健康宣言のエントリー方法等について、詳しくはホームページをご覧ください。

🔍 協会けんぽ大分 一社一健康宣言



お得で
お手軽

特定健診(ご家族の健診)のご案内

対象 40歳～74歳の
被扶養者(ご家族)

特定健診とは... 日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防を目的としたご家族向けの健診です。

おすすめポイント① 協会けんぽの補助でお得に受診

年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します。
協会けんぽの補助により無料で受診できる健診機関もあります。
(費用は健診機関によって異なるため、受診を希望する健診機関にご確認ください)

おすすめポイント② お近くで手軽に受診

受診できる健診機関は、全国で約5万機関もありますので、
ご自宅のお近くで手軽に受診いただけます。

基本的な健診を
受診した場合
⇒7,150円まで補助!



詳細な健診(*)を
あわせて受診した場合
⇒10,550円まで補助!



(※)健診結果等に基づいて医師の判断により実施される健診

受診できる健診機関の一覧は、
ホームページで確認いただけます⇒

Q 協会けんぽ 健診機関



特定健診のご案内は、4月上旬に黄色の封筒で被保険者様のご自宅にお届けしています。
ご自宅にお届けできなかった場合は、事業所様にお送りしますので、対象者様へのお渡しをお願いします。

事業主様へのお願い

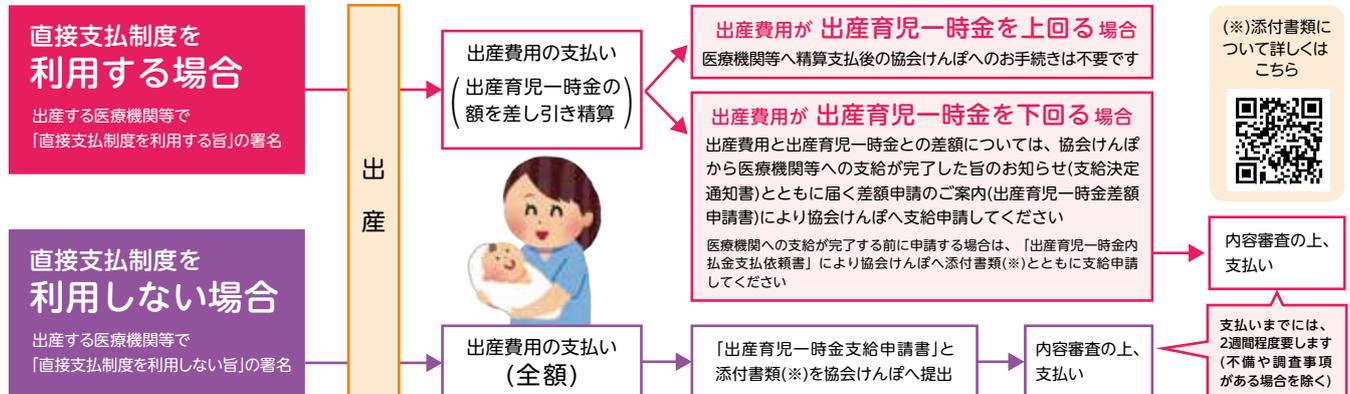
従業員様が安心して働くためにも、ご家族の健康は重要です。
事業主様からも従業員様やご家族へ健診受診のご周知をお願いします。

令和5年4月1日以降の出産から出産育児一時金の支給金額が変更となりました

令和5年4月1日以降の出産から
出産育児一時金の支給金額が
表のとおり変更となりました

	R5.4.1以降の 出産の場合	R4.1.1～R5.3.31の 出産の場合	R3.12.31以前の 出産の場合
・産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき 50万円	1児につき 42万円	1児につき 42万円
・産科医療補償制度に未加入の医療機関等で 産科医療補償制度に加入の医療機関等で 妊娠週数22週未満で出産した場合	1児につき 48.8万円	1児につき 40.8万円	1児につき 40.4万円

出産育児一時金は、被保険者(ご本人)及びその被扶養者(ご家族)が出産された時に支給される給付金です。支給にあたっては、出産費用に
出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。
この直接支払制度を利用される場合は、出産費用としてまとまった額を事前にご用意いただく必要はありません。



お願い

前月号でご案内した6月開催の社会保険事務説明会の会場にお越しの方へ

ご来場の際は、駐車できる台数に限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。